第６表

電気通信役務通信量等状況報告
通信回数、通信量等

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類　電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務

事業者名

提供開始年月	提供終了年月	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)	災害名
合計					

注１　公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務に限る。）について記載すること。

２　報告年度の最初の日において既に提供している注１に規定する電気通信役務については「提供開始年月」の欄に前報告年度以前の提供開始年月を記載し、報告年度末において提供を終了していない当該役務については「提供終了年月」の欄に「報告年度末現在提供中」と記載すること。

３　「通信回数」及び「通信量」の欄は、一を単位として記載すること。

４　「平均通信量」の欄には、小数点以下第１位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第三条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

［新設］

改正後			改正前		
（法定機能の区分、内容及び対象設備等） **第四条**　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。			（法定機能の区分、内容及び対象設備等） **第四条**　［同上］		
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分	内容	対象設備
［略］			［同上］		
十二　公衆電話機能	公衆電話機（電気通信事業法施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。以下同じ。）から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機	十二　公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機